会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社 代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン ANSELM WONG

#### 2021年3月31日付東京地方裁判所による「投稿記事削除仮処分決定」受領に関するお知らせ

2021年3月10日、当社は、連結子会社である株式会社トレードセブンの当初グループ化から事業撤退に至るまでの詳細な経緯に関するリリース「当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から今回の事業撤退までの経緯に関する補足説明」(以下、「リリース」といいます。)を当社ウェブサイトにて発表いたしました。

それに対し、同3月12日、当社の前代表取締役社長網屋信介氏(以下、「網屋氏」といいます。)の代理人、桃尾・松尾・難波法律事務所の内藤順也氏、松尾剛行氏、瀬戸山真氏、二本松直樹氏4名の弁護士から、東京地方裁判所に対し、当該リリースの内容が網屋氏の「人格権の侵害」に該当するとして、当該リリースを仮に削除するよう求める「投稿記事削除仮処分命令申立書」が提出されました。

当社としましては、当該リリースの内容に誤りはないものと認識しており、同3月30日、東京地裁に対し、当該申立書に反論する「答弁書」、「準備書面」「証拠説明書」「債務者代表者監査役後藤光男の発言についての補足説明」を提出いたしました。

それに対して、東京地方裁判所は、同3月31日、当該リリースの<u>一部のみ</u>を仮に削除するよう求める「仮処分決定」を行いましたので、添付書類の通りお知らせいたします。

当社としては、一連の開示資料で発信した内容について、すべて事実であり、虚偽記載は一切ありません。なお、裁判所に対して立証し難い前代表取締役社長の一部の発言を削除することに致しました。不正行為・不祥事が発覚した場合、如何なる理由があっても、速やかに事実調査をし、調査結果を一定範囲で当局に通知・株主や利害関係者(ステークホルダー)に開示して説明する義務・責任があると認識しております。

株主の皆様や、その他の利害関係者(ステークホルダー)の利益を最大化するために、今後当社の不祥事の再発防止と長期的な企業価値向上を目的として、適時開示義務のない事項であっても株主の投資等の判断に影響を与える事項について、当然ながら、隠蔽せず、積極的に開示し、当社の透明性を確保するために株主などの利害関係者への説明責任を積極的に果たしてまいく所存であります。

添付書類:「仮処分決定」

# 仮処分決定

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和 **3** 年(ヨ)第 **725** 号 仮 処 分 命令申立事件について,当裁判所は,債権者の申立てを相当と認め,債権者に金30万円

の担保を立てさせて, 次のとおり決定する。

# 主 文

債務者は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事のうち下線部分を仮 に削除せよ。

令和 3 年 3 月 31 日 東京地方裁判所民事第9部 裁 判 官 石 崎 悠 貴

### 当事者目録

T

債権者

網屋信介

〒102-0083 東京都千代田区麹町四丁目1番地 麹町ダイヤモンドビル

桃尾・松尾・難波法律事務所 (送達場所)

債権者代理人弁護士 内藤順也

同 松尾剛行

同 瀬戸山 真

同 二本松 直 樹

電 話 03-3288-2080

FAX 03-3288-2081

T104-0052

東京都中央区月島一丁目2番13号ワイズビルディング4F

債務者

アジア開発キャピタル株式会社

代表者監查役

後藤光男

〒

(送達場所)

債務者代理人弁護士

TEL

FAX

#### 別紙投稿記事目録

表題 : 当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から今回の事業撤退

までの経緯に関する補足説明

URL : http://www.asiadevelop.com/wp-content/uploads/2021/03/6eabf730feb8114d63

c3938d593ca43a.pdf

投稿日:2021年3月10日

投稿者:債務者

投稿内容:次ページ以下のとおり

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社 代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン ANSELM WONG

### 当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から 今回の事業撤退までの経緯に関する補足説明

当社は、連結子会社である株式会社トレードセブン(以下、「T7」といいます。)の当初グループ化から事業撤退に至るまでの経緯について 2021 年 2 月 15 日付、2021 年 3 月 9 日付にて東証適時開示を行いましたが、経緯の詳細につきまして、以下の通り補足説明をさせていただきます。

2016 年 1 月 26 日、長年経営不振の状況が続いていた当社は、当社の前代表取締役社長網屋信介氏(以下、「網屋氏」といいます。)の投資銀行・金融業界及び衆議院議員としての経歴から、経営者として社会規範・法令・規則等に則り、株主・国民の皆さまから信頼される健全な社会常識及び論理感覚を持ち、誠実かつ公平に業務を遂行する経営者であることを信じて、当社の経営改革の一貫として筆頭株主からの要請の下、当社の代表取締役に就任しました。

\*\*\*\*これに備え、網屋氏側要請により、網屋氏が代表を務める株式会社エス・エー・コンサルティング (以下、「SA コンサルティング」といいます。)の代表取締役を兼任できるようにするため、退任する 際同条件で同氏に売却する前提として、2015 年 11 月 27 日に SA コンサルティングを当社 100%子会 社化することを当時の取締役会で決定いたしました。

また同時期に、当社は SA コンサルティングを通じて、株式会社 BISS ホールディングス(以下、 『BISS ホールディングス」といいます。)及びその子会社 2 社、株式会社ビートレーディング(以下、 『B トレーディング」といいます。)ならびに T7 の紹介を受けました(注 1:B トレーディング はその後BISS ホールディングスに吸収合併され消滅し、BISS ホールディングスが商号を「株式会社ビートレーディング」に変更して現在に至っております。)。

2016 年 1 月 27 日、網屋氏が当社臨時株主総会決議により当社取締役に選任され、同日の当社取締役会にて当社代表取締役社長に選定されました。

2016 年 3 月 11 日、当社は SA コンサルティングの網屋氏より紹介を受けた T7 の株式を引き受けることにより T7 を持分法適用関連会社化しました(第三者割当増資)。 同時にT7 からの要請で、リスク分散を図れる小口の質事業展開を目的とする資金として T7 に7億円の融資(以下、「本債権」といいます。)を実行しました。しかし、融資実行直後に T7 は上記説明のとおり親会社にあたる BISS ホールディングス 1社に対して本債権と同額の 7億円の質貸付(以下、「本質貸付」といいます。)を実行していました。

本質貸付は、網屋氏が当社取締役会における本債権実行日及び本債権決議承認日の前日に T7 の取締役に就任し、あらかじめ T7 取締役会において本質貸付議案を可決させることによって本債権をもって本質貸付を実行するに至っていることから、当社の現代表取締役アンセム ウォン (当時は当社の執行役員副社長) (以下、「アンセム社長」といいます。) が本質貸付の保全性の問題や不明瞭な経緯に気付き、問題視をしておりました。

〈具体的な問題点は下記のとおりです。〉

1. 網屋氏は、当社が T7 をグループ会社化及び T7 に対する本債権を実行した 2016 年 3 月 11 日の前日である同月 10 日に T7 取締役に就任し、同日に本債権及び本質貸付に係る承認決議を得て、同月16日に本質貸付を実行した後、同 5 月 26 日に T7 の取締役を辞任するに至っております。 これは、同年 5 月頃に、アンセム社長が本債権の実行は利益相反行為に該当するため、本債権の実行に当たっては重要な事実を開示してT7 の取締役会の承認を受ける必要があること、また、網谷氏は特別利害関係人として本債権の実行に係る決議に参加することはできないにもかかわらず、本債権の実行の稟議に加わった手続の不備があることを認識するに至り、網屋氏に指摘したところ、網屋氏自ら T7 の取締役の引責辞任に申し出たからであります。その後、引責辞任した網屋氏に代わり、アンセム社長が T7 の役員に就任することとなりました。

このように、網屋氏は、本債権の実行に当たって手続の不備が認められ、その不備に対する責任を取って引責辞任をするに至っておりますが、本債権の実行とともに本質貸付についてもその承認決議に網屋氏が関与していることからすれば、本質貸付の資金源を当社から調達するために、当社において本債権の実行を決議させた可能性も考えられます。

2. また、網屋氏は、同 3 月 11 日の当社取締役会における T7 に対する 7 億円の貸付議案の承認決議時 において、自身が本債権の実行の相手方である T7の取締役であることを報告せず、また、利益相反取 引行為に当たることを考慮して当社の当該決議時に参加しないこともあり得たにもかかわらず、議長として決議に参加しておりました。また、当社における決議承認日時点で既に T7 よりBISS ホールディングスに本質貸付を行うことが決定したにもかかわらず、当社取締役会において網谷氏から本質貸付に 関する言及は一切なく、貸付の使途は、T7 は優良な (小口分散) 質事業に本融資資金を使用するものであると説明しておりました。当初の契約では T7 が 1000 万以上の本質貸付を行う際、当社の許可が必要になっておりましたが、当社取締役会決議承認後の翌営業日に、網屋氏の独断で T7 から BISS ホールディングスに対する 7 億円の融資申請を許可いたしました。

なお、網屋氏の T7 の取締役辞任時において、アンセム社長から本債券の保全・回収の見込みについて尋ねると、「本債権は法的に有効な質貸付債権であり、BISS ホールディングスが金利を支払い続ければ、債権の返済期限が永遠に到来しない。回収は俺と関係ない、次の社長が考えることだ。」との回答を受けました。

3. さらに、当社の調査の結果、SA コンサルティングは、T7 から本債権 7 億円の質貸付を受けた BISS ホールディングスならびに子会社の B トレーディングの 2 社から、年利換算で本質貸付金額の 3.6%に当たる月額 210 万円を 2016 年 4月頃から11ヵ月間にわたり受領していました。12ヵ月目以降

は、SA コンサルティングが網屋氏の親族に売却されたこともあり、その後の資金の流れは確認が取れ ておりません。網屋氏自身は、本件に伴い SA コンサルティングが受領した金銭は当社の連結損益計算書に計上しており、法的には問題がなく、売却後の所有者も本人の親族のため、法的に利益相反に該当しないとコメントしておりますが、これらの金銭の受領を裏付ける取引は見受けられず、本債権及び本貸付の実行に対するリベートとして支払われたとも考えられます。このことは、当社が SA コンサルティングを買収した後、2017 年 2 月 17 日付で有限会社フォーティに SA コンサルティングの全株式を譲渡するまで金銭の受領が継続されていたことを踏まえると、実質的にはリベートとおぼしき金銭は、SA コンサルティングを通じて網屋氏個人の懐に入ったという可能性もあり得るものと考えております。

網屋氏は、当社の代表取締役就任の直後から、網屋氏の個人的な関係先である BISS ホールディングス及びその子会社である B トレーディングに対し、同じく同系列である T7 を通じて 7 億円という質貸付を行っておりました。網屋氏は本取引でBISS ホールディングス系列 3 社に私的な便宜供与を図り、自身が関係者から供与を受けていた、また、私的流用したという事実があったにもかかわらず、当社取締役会へ報告しておりませんでした。これらの背任的行為は、当時開示するべきでありましたが、網屋氏が当社代表取締役の立場で圧力をかけ、これまで開示ができておりませんでした。このたび当社は真実を開示させていただきました。

その後も、当社はT7 に追加的な短期融資を数回にわたり実行いたしました。その背景には、網屋氏がアンセム社長に対し、「言う通りにしなければ、自分は社長を降りる」などと、十数回に渡って圧力や脅しともとれる発言を繰り返されていたほか、当社代表取締役の地位を利用して融資を実行していたからであります。当社側としては、本債権は網屋氏の私的な関係性が背景になっており、本人の存在なしでは回収ができないものと認識し、黙認せざるを得なかった事実がございます。

\* \* 昨年 10 月の当社第三者割当増資の際、筆頭株主から網屋氏に対し、増資引き受け前に本債権 7 億円 の元金回収を行うよう、強い要求がありましたが、当然ながら本債権は有効であり、債務者は当社の要求に応じる義務もないため、回収には至りませんでした。資金調達をしなければ会社の死活問題となる深刻な状況だったため、網屋氏は、「質貸付という形態では、元金の回収はもちろん、証券化、または第三者に譲渡することも不可能であるため、債権の保全性及び回収性が高まる債権担保融資に貸し換える」旨の提案を行いました。当社はこの提案を受け、あくまでも最低限の債権の保全を目的として、返済期限のない質貸付から返済期限のある債権担保貸付に変更するべく、網屋氏の指示に従い、貸金業を営む当社連結子会社の株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス(現アジアビジネスファイナンス株式会社、以下「ABF」といいます。)(当時の代表取締役は網屋氏の会社 SA コンサルティング出身の高瀬尚彦氏)が本債権を債権担保貸付でリファイナンスし、移管させました。しかしながら、ABF 移管後の本債権の返済期限は網屋氏によって最大 10 年まで延長可能と設定されたため、元本の全額回収が引き続き困難となる可能性がある状況には変わりありません。

上述のとおり、2016 年 3 月のT7 の当社グループ化以来、網屋氏、網屋氏経営の SA コンサルティング、網屋氏の知人、BISS ホールディングス、B トレーディング及び T7 を取り巻く不可解かつ 不適切とも思われる取引関係及び疑いのある利益供与の存在が確認されており、未だ問題解決に至っておりません。

2020 年 10 月 30 日に実施された本債権の ABF への移管の条件の一環として、網屋氏において当社 代表取締役に就任している限りは、本債権を回収し、または証券化による第三者への売却等あらゆる方法 を実施するとの約束がなされておりましたが、その後も回収の目途は全く立っておりませんでした。ABF への移管後間もなく、2020 年 11 月 16 日の当社取締役会において、網屋氏は代表取締役辞任の意向を 当社取締役会に提出いたしましたが、当社取締役会は却下し、本債権の元本回収に注力するよう促しまし た。しかしながら、翌週の 11 月 24 日には辞任は正当な権利だと主張し、代表取締役辞任を強行したた め、アンセム社長の就任に至るまで、1ヶ月以上代表取締役社長が不在となる空白期間を作ることとなり ました。このような状況を継続するわけにはいかず、同 12 月 24 日、網屋氏が 2021 年 1 月末に当社 取締役を辞任するまでの間に本債権を回収・売却するという前提で、アンセム社長が代表取締役に就任 し、現経営体制が発足いたしました。その後も網屋氏の対応は変わることがなく、2021 年 1 月29 日に は当社取締役も辞任して当社を去り、本債権 7 億円回収の最終期限であった同 1 月 31 日までに 責任を果たすことはありませんでした。網屋氏は、同 2 月 2 日、自身と本債権との関係性を否認し、本 件については税理士に聞いてほしい旨、また、同 2 月 5 日、当社が仮に本件に関して弁護士に調査依頼 をした場合、無駄な経費使いを理由にして、アンセム社長に対して株主代表訴訟を提起する旨をアンセム社 長宛に連絡しました。また、同 2 月 15 日の「株式会社トレードセブンの事業撤退に関するお知ら せ」を開示した翌日の 16 日に網屋氏の代理人弁護士から、本債権については網屋氏に直接ではなく代 理人経由で連絡するように、また、同 2 月 25 日、本件以外でも網屋氏に連絡しないようにとの要請を受 けたため、今日に至るまで当社は代理人弁護士を経由して網屋氏に対し事実確認や責任追及等を行ってま いりました。

\*\*そのほか、T7 と BISS ホールディングス及び B トレーディングとの間に、3,600 万円に上る架空の コンサルティング契約書、その他同類多数の契約書が見つかっております。2021 年 2 月 15 日付適時 開示のとおり、T7 の事業撤退の手続に加えて、当社は今後もその不透明な資金の流れについて引き続き 調査を継続いたしますので、新たな事実が判明出来次第、随時お知らせいたします。T7 から BISS ホールディングスへの本質貸付を実行するために本債権を実行したとすれば、網屋氏が行ったこれら一連の行為は許容されるべきものではなく、強く網屋氏に抗議するつもりであります。これらの一連の行為に対する責任として、現在の本債権の元金回収や、架空取引により当社が受けた損失の返還を網屋氏に求めることも検討してまいります。

当社は本件について当事者の網屋氏と何度も対話を求めましたが、網屋氏は一方的に対話を拒否し、本件及び本件以外の件についても連絡が取れない状況となっております。網屋氏は、2021 年 2 月 16 日、一方的に代理人を立て、3 月 10 日に本件に関する開示を行った場合、当社の代表取締役のみならず、当社の執行役員、全取締役、全監査役に民事・刑事の責任を追及すると通達してまいりました。また、網屋氏から、当社が本件の内部調査費用を法律事務所に委託する場合、本件債権の回収に協力しない、かつ現代表取締役に対して株主代表訴訟を取ると<u>脅迫・恐喝</u>するメールを代表取締役宛に送られてきました。当社は、こうしたリスクを冒して、今期中に本件の解決を図ろうとしております。

当社の代表取締役のアンセム社長は、本件に自分も責任があると認識し、任期内に本件を是正し、コーポレート・ガバナンスを強化し、次の経営陣にバトンタッチをしたいと考えております。株主の皆様

や、その他の利害関係者(ステークホルダー)の利益を最大化するために、今後当社の不祥事の防止と 長期的な企業価値向上を目的として、情報を隠蔽せず、積極的に開示し、当社の透明性を確保するため に株主などの利害関係者への説明責任を積極的に果たしてまいる所存です。

## (注) 1

株式会社ビートレーディング (旧株式会社BISS ホールディングス) 代表取締役会長 鈴木 秀典 代表取締役社長 佐々木 英世

#### (注) 2

株式会社トレードセブンに関する事項の沿革

| が八五位「レートセノンに関する事項の信事 |  |  |
|----------------------|--|--|
| 2014 年 8 月 1 日       | 株式会社トレードセブン(以下、「T7」という。) 設立  |  |
| 2015 年 10 月 5 日      | 当社は株式会社エス・エー・コンサルティング(代表:網屋信介氏)(以  |  |
|                      | 下、「SAC」という。)と秘密保持契約を締結。  |  |
| 2015 年 11 月 18 日     | 当社は網屋信介氏(以下、「網屋氏」という。)を代表取締役として選任す   |  |
|                      | るための臨時株主総会を開催することを取締役会で可決。   |  |
| 2015 年 11 月 27 日     | 当社は SAC の発行済株式の 100%を取得し、完全子会社とすることを決定し  |  |
|                      | た。取得価額は 100 万円。  |  |
| 2015年12月1日           | 当社は SAC と、SAC の社員を当社に出向させる業務委託契約(月額 540,000                                      |  |
| ٠                    | 円)を締結。   |  |
| 2015年12月1日           | 当社は網屋氏と T7 株式取得のための顧問契約(月額 1,330,000 円)を締結し                                      |  |
|                      | た。   |  |
| 2016年1月26日           | 網屋氏が当社代表取締役社長に就任した。  |  |
| 2016年2月12日           | T7 株式一部取得につき、SAC 代表の網屋氏より T7 及び T7 大株主の紹介を                                       |  |
|                      | 受け、独占的交渉開始の基本合意を締結。  |  |
| 2016年3月10日           | 網屋氏がT7 社の取締役に就任し、A 社に対する質貸付議案を可決。  |  |
| 2016年3月11日           | 収益性・安全性の高い質屋事業を行う前提として、T7 の 35%の株式を 700  |  |
|                      | 万円で取得(第三者割当増資引受)し当社持分法適用関連会社化。   |  |
|                      | T7 に対する 7 億円の貸付を実施するために当時の筆頭株主 Sun Hung Kai &                                    |  |
|                      | Co. Limited (以下、「SHK」という。) から 27,341,079 香港ドル (約                                 |  |
|                      | 395,625,413 円)の借入を実施。  |  |
| 2016年3月15日           | T7 臨時取締役会で株式会社 BISS ホールディングス(以下、「BISS ホールデ                                       |  |
|                      | イングス」という。)への貸付を可決。   |  |
|                      | 議事録作成者が BISS ホールディングスから派遣された当時の代表取締役齋藤博  |  |
|                      | 行。出席取締役が齋藤博行代表取締役(BISS ホールディングス)、谷口亮取締  <br>  役(BISS ホールディングス)、網屋信介(当社代表取締役社長)、奥 |  |
|                      | 雄一郎監査役(当社内部監査室長)という議事録が残されたが、当社内部監   |  |
|                      | 本  |  |
|                      |  |  |

|                  | 査室長兼T7 監査役の奥雄一郎氏は出席した覚えがなく、当然ながら決議する押印もなかった。                                    |
|------------------|---|
| 2016年3月16日       | 当社からの貸付金の着金と同時にT7 が事業会社 A 社に対し 7 億円の質貸付<br>(A 社子会社 2 社の株式を担保とし、返済期限を有さない)を実施。   |
| 2016 年 4 月 1 日   | 当社は SAC と、SAC の社員を当社に出向させる業務委託契約(月額<br>1,080,000 円)を締結。                         |
| 2016年5月26日       | 網屋氏が利益相反の事実を認め、T7 取締役を引責辞任。   |
| 2016年5月26日       | アンセム ウォン氏が T7 取締役に就任。   |
| 2016年6月28日       | SAC 出身の高瀬尚彦氏(以下、「高瀬氏」という。)が当社取締役就任。   |
| 2016 年 12 月 23 日 | T7 の当社グループ外からの借入金を返済するために借換資金として SHK から 1 億円相当の香港ドルの借入を行い、T7 に対して 1 億円の貸付を実施。   |
| 2017 年 2 月 17 日  | 当社は SAC の全株式を有限会社フォーティ (代表:四禮正明氏 (網屋信介氏の親族)) に譲渡する。譲渡価格は 100 万円。                |
| 2017 年 3 月 24 日  | T7 は、A 社に追加的に 2 億円の質貸付を行うために、当社から追加的に 2 億円を借り入れた。                               |
| 2017 年 3 月 29 日  | 当社は、T7 に対して、2 億円の短期資金の貸付を実施。  |
| 2017 年 3 月 30 日  | T7 からA 社に対して、2 億円の質貸付を実施。   |
|                  | これにより、A 社に対する質貸付残高は 11 億円となった。  |
| 2017 年 3 月 31 日  | T7 の 74% (3000 万円) の株式を取得 (第三者割当増資引受) し子会社化。                                    |
| 2017年4月3日        | SAC 出身の高瀬氏が T7 代表取締役に就任。  |
| 2017年11月30日      | T7 の 100% (1300 万円) の株式を取得 (株式譲受) し完全子会社化。                                      |
| 2018 年 4 月 27 日  | T7 古物買取専門店「BRAND PIT」銀座本店開店。  |
| 2019 年 3 月 14 日  | 当社子会社アジアビジネスファイナンス株式会社(以下、「ABF」という。)の前身株式会社 DK インコーポレーテッド設立。SAC 出身の高瀬氏が代表取締役就任。 |
| 2020 年 9 月 28 日  | SAC 出身の高瀬氏が当社取締役退任。   |
| 2020 年 10 月 29 日 | SAC 出身の高瀬氏が T7 取締役退任。   |
| 2020 年 10 月 30 日 | ABF が T7 質貸付債権 7 億円について、7 億円を A 社に対して債権担保融資としてリファイナンスを実施し、T7 は当該 7 億円の質貸付を回収。   |
| 2020 年 11 月 1 日  | SAC 出身の高瀬氏が ABF 取締役辞任。網屋氏が ABF 取締役就任。   |
| 2020 年 11 月 1 日  | 当社は T7 の事業売却の検討を開始。<br>これに伴い T7 古物買取専門店「BRAND PIT」銀座本店閉店。                       |
| 2020 年 11 月 16 日 | 網屋氏が当社の取締役会に辞任届を提出。取締役会は不受理。  |
| 2020 年 11 月 24 日 | 網屋氏が断固として当社代表取締役社長を辞任し、代表権のない当社取締役<br>となる。取締役退任まで本債権を回収すると約束。                   |
| 2020 年 11 月 27 日 | 網屋氏が ABF 取締役を辞任。  |
| 2021 年 1 月 10 日  | 網屋氏は「本債権回収が厳しい」と社内に宣言。  |
|                  |   |

| 2021 年 1 月 31 日 | 網屋氏が約束を破り、本債権を回収せずに当社取締役を辞任。         |
|-----------------|--------------------------------------|
|                 | 本債権の売却・償還のみを担当する当社の非常勤相談役に就任。        |
| 2021年2月1日       | 網屋氏が他社の顧問就任。                         |
| 2021年2月2日       | 網屋氏は本債権との関係性を否認し、架空取引を含む本債権債務者との関係につ |
|                 | いて債務者の税理士に聞くべきと主張。債務者の税理士から納得できる     |
|                 | 回答がなかった。                             |
| 2021 年 2 月 5 日  | 網屋氏は「本債権に関する当社内部調査費用として弁護士報酬が嵩んだら」   |
|                 | 当社代表取締役に対して株主代表訴訟を起こすと主張。            |
| 2021 年 2 月 15 日 | 本件を現取締役会・監査役会に報告するとともに、T7 の質屋事業・古物買取 |
|                 | 販売事業からの撤退の決定を開示。                     |
| 2021 年 2 月 15 日 | 網屋氏代理人(桃尾・松尾・難波法律事務所)から本件代理の通達。      |
| 2021 年 2 月 23 日 | 網屋氏代理人から、本件以外のことも含め網屋氏宛に一切連絡しないよう通   |
|                 | 達。                                   |
| 2021 年 3 月 2 日  | 当社の監査法人に本件を報告。                       |

# (注) 3

実態を確認できていない T7 と BISS ホールディングスの業務委託契約

|   | 2015 年 4 月 1 日 | 月額 100,000 円 (税抜) 12 ヶ月                |
|---|----------------|--|
| 9 | 2016 年 4 月 1 日 | 月額 550,000 円 (税込) 12 ヶ月                |
|   | 2021 年 3 月 2 日 | 月額 500,000 円 (税込) 72 ヶ月(3600 万円を一括前払い) |

以上

これは正本である。

令和 3 年 3 月 31 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 高橋裕美